

平成29年11月16日

各 位

会 社 名 株式会社 J P ホールディングス
代 表 者 名 代表取締役社長 荻田 和宏
(コード番号：2749 東証第一部)
問 合 せ 先 管理部長 松宮 美佳
(TEL 052-933-5419)

議決権行使助言会社グラスルイス及びISSのレポートについて

平成29年11月7日付で招集ご通知をお送りしておりますとおり、当社は、平成29年11月22日（水曜日）午前10時から、臨時株主総会（以下「本臨時株主総会」といいます。）を開催致します（招集の経緯については、同年10月17日付「臨時株主総会の開催及び株主提案に対する当社取締役会の意見に関するお知らせ」などの各プレスリリースをご参照下さい。）。

今般、本臨時株主総会及びこれらの議案に関して、大手議決権行使助言会社の Glass, Lewis & Co., LLC（以下「グラスルイス」といいます。）及び Institutional Shareholder Services, Inc.（以下「ISS」といいます。）が、それぞれレポートを発行したことを認識致しました。

グラスルイス及びISSのレポートについては、グラスルイスは当社取締役会の考えにご賛同をいただき、第1号議案に「賛成」、第2号議案から第4号議案に「反対」の各推奨を行っている一方で、ISSは当社取締役会の考えをご理解いただけず、第1号議案に「反対」、第2号議案から第4号議案に「賛成」の各推奨を行っていることが判明致しました。

しかし、ISSのレポート（以下「ISSレポート」といいます。）には、事実関係を十分ご認識いただけなかったためと思われる分析が見受けられたため、以下において補足の説明を致します。

機関投資家の皆様を含む株主の皆様におかれましては、下記の内容もご参照いただき、慎重な議決権行使判断を行っていただきますよう、お願い申し上げます。

記

1 平成27年時の調査の詳細について

ISS レポートは、山口洋氏の重大なセクシャル・ハラスメントについて、「もし会社の主張が真実であれば、株主にとって深刻な懸念事項であり、山口氏の提案に反対する理由になる」としつつ、平成27年2月17日の山口洋氏の辞任直後に行われた調査（以下「平成27年時特別調査」といいます。）が、独立した委員長を有する第三者委員会により行われたものではないことから調査結果は客観的なものではないとしています。

しかしながら、かかる分析は事実関係を十分ご認識いただけなかったためであると考えますので、補足の説明をさせていただきます。

平成27年時特別調査は、当社の常勤監査役も参加して行われたものであることから、いわゆる第三者委員会そのものではありませんが、当社から相当程度の独立性を持って公正・中立に

実施されたものであるため、以下に、調査委員会の構成、調査の方法等の詳細をお知らせ致します。

併せて、平成 27 年時特別調査における、本件事実（山口洋氏が、その在籍時に行った重大なセクシャル・ハラスメントに係る事実）に関する認定部分の概要をお知らせ致します。但し、下記のとおり、平成 27 年時特別調査の調査報告書そのものは、被害者のプライバシーや心情に配慮する観点から、対外的に公表することを想定しないことを当社と特別調査委員会（以下「本調査委員会」といいます。）との間で合意しております。そのため、以下では具体的な事実関係の詳細に触れる部分は一切記載せず、結論部分のみの記載にとどめております。

(1) 平成 27 年時特別調査の詳細

① 調査委員会の設置に至る経緯

山口洋氏が辞任するに至った事実関係を調査し、その原因を分析し、今後の再発防止を図るために、平成 27 年 4 月 21 日に開催された当社取締役会において、本調査委員会を設置する旨を決議致しました。

② 委員の構成

本調査委員会の委員の構成は以下のとおりです。

委員長 竹内 朗（弁護士／プロアクト法律事務所）
委員 五味 祐子（弁護士／国広総合法律事務所）
委員 渡邊 宙志（弁護士／プロアクト法律事務所）
委員 指輪 英明（当社社外監査役）
委員 内山 学（当社常勤監査役）

弁護士竹内朗、弁護士五味祐子、弁護士渡邊宙志と当社の間には、平成 27 年時特別調査の前後を通じ、平成 27 年時特別調査以外の業務の依頼関係はなく、同弁護士らは、当社とは利害関係を一切有しない独立した第三者です。

委員長である弁護士竹内朗は、一般社団法人学術著作権協会が設置した第三者委員会の委員長や株式会社商工組合中央金庫が設置した「危機対応業務にかかる第三者委員会」の委員も務める企業等不祥事の調査における第一人者の 1 人であり、また、「第三者委員会報告書格付け委員会」（第三者委員会等の調査報告書を「格付け」して公表することにより、調査に規律をもたらし、第三者委員会及びその報告書に対する社会的信用を高めることを目的として有志弁護士を中心に結成された民間団体 <http://www.rating-tpcr.net/>）の委員も務めるなど、弁護士が関与する調査委員会の公正性の確保については特に高い見識を有しています。

③ 調査期間

平成 27 年 4 月 21 日から同年 6 月 11 日まで調査が行われました。

④ 調査方法

本調査委員会は、当社から提出した客観的資料を検証し、役職員その他関係者に対するヒアリングを実施したとのことです。関係者ヒアリングについては、のべ 22 名に対し合計 47 時間 40 分をかけて実施され、本調査委員会は 7 回開催され、合計約 14 時間の討議を行ったとのことです。

また、山口洋氏に対しては、同氏の代理人弁護士が立会いの下、合計約 3 時間の面談、ヒアリングが実施されたとのことです。

⑤ 調査報告書

本調査委員会の調査報告書は、「第一部 特別調査委員会」「第二部 調査により確認された事実」「第三部 原因分析」「第四部 再発防止に向けた提言」の4部により構成され、総ページ数は62ページです。

⑥ 調査の性質

本調査委員会は、日本弁護士連合会が平成22年7月15日に公表（同年12月17日に改訂）した「企業等不祥事における第三者委員会ガイドライン」に可能な限り準拠して行われたとことです。そのため、調査は、当社の取締役の関与を徹底的に排除して行われています。当社の取締役は、本調査委員会の要求に応じてインタビューを受ける以外に、調査に一切関与していません。

前記のとおり、本調査委員会は、当社の常勤監査役も委員となっていることから、いわゆる第三者委員会そのものではありませんが、上記のような調査の性質から、その実態としては第三者委員会に極めて近いものであるといえます。

⑦ 調査報告書により認定された内容

本件事実に関して、以下のような認定がなされております。

- ・犯罪の構成要件該当事実の存否を確認することはできなかったものの、被害者の供述を前提とすれば、犯罪が成立する可能性も否定できない。
- ・山口洋氏の行為は、重大なセクシャル・ハラスメント行為であったと評価される。
- ・山口洋氏の行為態様は、非常に悪質であったと評価される。
- ・本件事実が社内に知れ渡れば、多くの役職員は強い衝撃を受け、山口洋氏への不信任、嫌悪感等から人材の流出が止まらない可能性もある。
- ・本件事実のような事態は、山口洋氏個人のみならず当社グループが営む子育て支援事業そのものに対する社会的信用を失墜させるものである。特に、当社における重要なステークホルダーである、子どもの母親からの信頼喪失は必至である。
- ・本件事実が明らかとなり、山口洋氏がトップに居続ければ、保育行政を担う役所としても事態を放置することができない。社会的非難が高まれば、補助金受給への支障等の事業運営上のリスクも考えられる。また、職員の採用についても深刻な悪影響が見込まれるほか、園児の募集についても敬遠される可能性がある。
- ・以上から、本件事実を行った山口洋氏は、代表取締役及び取締役としての適格性を欠くことが明らかである。

なお、調査報告書においては、本調査委員会が重大なセクシャル・ハラスメント行為であったと評価している行為について、山口洋氏が、平成27年2月17日時点において、行為の存在自体は認めていたことも認定されています。

このように、当社から相当程度の独立性を持って公正・中立に実施された調査において重大なセクシャル・ハラスメントが認定されている以上、ISS レポートを前提にしても、山口洋氏の株主提案に対して反対すべきという結論になると考えられます。

(2) 当社が平成27年時特別調査を公表しなかった理由

平成27年時特別調査の実施当時、本件事実の発生から間もない時期であったため、本件事実の被害者のプライバシーや心情に最大限配慮する必要がありました。そのため、前記のとおり、当社は、調査の開始にあたって、調査報告書そのものは、対外的に公表することを想定しない

ことを当社と本調査委員会との間で合意致しました。

また、平成 27 年時特別調査の実施時点においては、本件事実を行った山口洋氏は既に当社の代表取締役を退任しており、その経緯に鑑みても、将来的にも当社の経営に関与することはないと考えられたことから、当該時点において、本件事実に関する調査結果を投資家の皆様に対して開示することが必須であるとまでは言えず、上記の被害者のプライバシーや心情に配慮すべき要請の方が優先されると考えたものです。

なお、現時点においても、被害者のプライバシーや心情に最大限配慮する必要があるため、上記では、具体的な事実関係の詳細に触れる部分は一切記載せず、結論部分のみにとどめております。

(3) 今回第三者委員会を設置した理由

前記のとおり、本調査委員会は、その実態としては第三者委員会に極めて近いものではありましたが、当社の常勤監査役も委員となっていたことから、形式的にはいわゆる第三者委員会そのものではありませんでした。

そのため、本臨時株主総会に係る株主様の議決権行使に係る判断に資するという観点からは、第三者委員会による客観的かつ公平な検証を実施し、当該結果をお知らせすることをもって、株主の皆様への利益保護に最大限配慮する必要があると考えました。

また、前記のとおり、平成 27 年時特別調査の調査報告書そのものについては、当社は、本調査委員会との間で対外的に公表することを想定しないことを合意しているため、本臨時株主総会に係る株主様の議決権行使に係る判断に資するという観点からは、第三者委員会に対し、改めて中立・公正な立場から、対外的に公表することを前提とした調査を依頼する必要があると考えたものです。

なお、山口洋氏は、山口洋氏が実施する委任状勧誘において、当社が山口洋氏の重大なセクシャル・ハラスメントを問題としていることについて、当社が本件株主提案を山口洋氏個人の問題にすり替えていると主張していますが、本件株主提案において山口洋氏が当社代表取締役社長に在任中に行った行為が問題となることは当然であるといえ、それにもかかわらず、これを「問題のすり替え」であるとする認識は、山口洋氏が問題の深刻さを理解していないことの表れであると言わざるを得ません。

2 当社従業員の離職可能性に係る問題について

ISS レポートでは、従業員の離職が当社の日常的な業務に重大な支障を生じさせる可能性があることを認めながら、山口洋氏が自身を取締役候補者にしておらず、株主提案の可決は山口洋氏の復帰を意味しないことを理由として、そのような事態が生じるおそれが少なく、「たとえ従業員の大量の離反が生じたとしても、山口洋氏は、元々当社の事業を起ち上げた時のように、そのような状況に対応することができるであろう（第三者委員会が重大なセクシャル・ハラスメントについての証拠を提供しないことを条件とする）」としています。

しかしながら、現在、保育士は全国規模で要員不足の状況が続いており、直近 5 年間に於いて、保育士の有効求人倍率は、平成 24 年 1 月の 1.36 倍から年々上昇しており、平成 29 年 1 月においても 2.76 倍と依然として高い状態となっております。そのため、事業運営に必要な十分な人数の保育士を確保することは極めて困難な課題であり、人材確保が間に合わないことから開園が遅れるケースや子どもの受け入れ人数を制限するといったケースも見受けられます。

特に、東京都の保育士の有効求人倍率は平成 24 年 1 月の 3.27 倍から平成 29 年 1 月は 5.66 倍と上昇しており、運営する保育園が首都圏に集中している当社といたしましては、さらに厳しい状況となっております。

したがって、山口洋氏が当社の事業を起ち上げた頃と現在を比較すると、子育て支援事業に従事する人材の需給に大きな変化があり、当社において従業員の大量の離反が生じた場合には、その回復は極めて困難であるといえ、ISS レポートにおける「山口洋氏であればそのような状況に対応することができる」という分析は、現在の保育士の需給状況を十分ご認識いただけなかったためであると思われま

また、認可保育園においては、当社グループの保育士が離反した場合、お預かりしているお子様の人数に応じて必要な保育士の人数が定められているため、お子様をお預かりすることができなくなる可能性があり、最悪の場合には認可の取り消しがなされ、運営施設の継続が不可能となることも危惧されます。

以上から、当社といたしましては、山口洋氏が何らかの形で当社の経営に関与することで、結果として運営施設の継続が難しくなり、当社の経営成績に重要な影響を与える可能性がある

3 佐竹氏の経歴に係る問題について

株主提案において取締役候補者とされている佐竹康峰氏（以下「佐竹氏」といいます。）について、山口洋氏は、その選任理由を、当社における適切なコーポレート・ガバナンスの実現のためとし、また、ISS レポートは、佐竹氏が当社の取締役会に貢献することが期待できると分析しています。

しかしながら、当社は、今般、佐竹氏について、以下の事実（以下、本項目において「本件事実」といいます。）を認識致しました。

- ① 佐竹氏が、平成 25 年 6 月 27 日から平成 26 年 6 月 30 日まで株式会社 DIO ジャパン（以下「DIO ジャパン」といいます。）の取締役であったこと
- ② DIO ジャパンは、佐竹氏の在任期間を含む平成 23 年 6 月から平成 26 年 3 月までに、その複数の関連子会社（代表者が DIO ジャパンの関係者かつ DIO ジャパンの出資率が 50%を超える事業所をいいます。以下同じとします。）を通じ、地方自治体から受託した東日本大震災に係る緊急雇用創出事業を活用した人材育成事業（以下「本件委託事業」といいます。）に関し、
 - (i)緊急雇用創出事業において認められていない金額の財産を取得し、かつ、当該事実の報告をしていない
 - (ii)DIO ジャパンの関連子会社が負担していない消費税相当額を本件委託事業の対象経費として報告し、結果として関連子会社の収入にする
 - (iii)本件委託事業により雇用した従業員を本件委託事業ではない業務に従事させる
 - (iv)本件委託事業により生じた収入を報告しないか、過少報告することにより、経費を上回る額の返還を行わない

などにより、総額 405,540,311 円の委託費の受給を受けていたものとして厚生労働省から指摘を受けていること（詳細は別添のとおり）（なお、DIO ジャパンは、佐竹氏が同社を退任して間もない平成 26 年 11 月に民事再生法の適用を申請したものの同年 12 月 27 日に申立ては棄却され、最終的に破産しています。）

本件事実は、DIO ジャパン及びその関連子会社におけるコーポレート・ガバナンスの著しい欠如を示す事実であり、特に、本件委託事業の委託費は都道府県による補助金により賄われているところ、地方自治体からの補助金の支給が事業運営において極めて重要な意義を有する当社にとっては、到底看過することができない事実です。仮に、佐竹氏の在任期間中に上記の不適正な支出等の支払いを受けていたものである場合、佐竹氏の当社の社外取締役としての適格性

には重大な疑問があると言わざるを得ません。

本件事実について、当社は、平成 29 年 11 月 13 日に、山口洋氏に対し、以下の点を質問しております。これらの質問は、山口洋氏において容易に回答ができる事項であるため、平成 29 年 11 月 15 日までに回答することを求めておりますが、昨日までに回答を受領しておりません。

- ① 山口洋氏は本件事実を認識していたか否か
- ② 山口洋氏が本件事実を認識していた場合、本件事実が株主様の議決権行使にとって極めて重要な情報であるにもかかわらず、平成 29 年 9 月 27 日付「株主総会招集請求書」第 3 号議案の「議案の要領」に記載しなかった理由
- ③ 山口洋氏が本件事実を認識していなかった場合、以下の内容
 - ・佐竹氏に関して、会社法施行規則第 74 条 4 項 4 号に該当し得る事実の有無について調査したか否か
 - ・調査した場合は、その調査方法
 - ・調査しなかった場合は、佐竹氏の社外取締役としての適格性を判断する上で極めて重要な情報であると考えられるにもかかわらず、これを調査しなかった理由
 - ・本件事実を認識した上で佐竹氏を取締役候補者として維持するか否か

4 山口洋氏在任時と比較した当社の業績に対する評価について

ISS レポートは、当社の現代表取締役である荻田和宏（以下「荻田」といいます。）が代表取締役に就任して以降、当社の営業利益が減少したことを指摘し、これをもって、山口洋氏が代表取締役を務めた 13 年間よりも経営のパフォーマンスが悪化していると評価しています。

しかしながら、現経営陣は、山口洋氏在任時に拡大路線を優先した結果手当されなかった種々の問題への対応が今後の当社の中長期での持続的な成長には不可欠であると考え、この 2 年間、これらの問題の改善に優先的に尽力して参りました。

つきましては、山口洋氏在任時に生じていた問題及びその具体的な改善内容について、平成 29 年 3 月期の営業利益の減少等との関係も含め、以下のとおり説明致します。

(1) 人件費等の負担増

荻田が代表取締役に就任して以降、人件費等の増加により営業利益率が下がっておりますが、主な要因は次の理由によるものであります。

全職種の中でも保育士の給与水準が低いことが日本国内において問題視され、国及び自治体独自の補助金制度により保育士の処遇改善の取り組みがなされている中、当社におきましては、保育士の給与の引き上げを行っており、平成 28 年 3 月期においては前期比 10%増、平成 29 年 3 月期においては前期比 4%増の引き上げを行いました。これは、国や自治体が奨励する処遇改善を 2～8%上回る水準となっており、そのため、国や自治体からの補助金の額を超えた部分の人件費及び法定福利費の負担が増え、労務費増加の要因の一つとなっております。

また、従業員が安心して働く職場形成のために適正な労働時間の管理が重要であり、そのためには労働時間を正確かつタイムリーに把握するためのシステム整備及びチェック体制の強化が不可欠です。荻田が代表取締役に就任後、残業の申請手続き等において不適正な処理がないか見直しを行ったところ、正確な残業申請等ができていない等、適正な残業申請をできる仕組みが不十分であったことが確認されました。そのために、従業員への啓発活動を定期的に行い、また、人事および勤怠システムの導入を決定いたしました。システムの導入により、未払い残業代の発生を未然に防ぐなど適正な労務管理が可能となり、コンプライアンスの強化につながるものと考えております。システムの導入に関しましては、平成 30 年 1 月からの稼働を目指しており、導入後にかかる費用としては年間 84 百万円を見込んでおります。

さらに、当社において、過去、保育士の離職理由の上位として給与を理由とするものが挙がっておりました。その中でも、保育士の給与水準自体が低いこと、人事評価の過程及び結果が不明瞭であることを理由とした不満の声が多く挙がっておりました。そのため、明瞭で公平な人事評価制度を実現するために、抜本的な制度改革を行いました。これにより、平成 29 年 3 月末の離職理由のアンケートでは、給与を理由とした離職が大幅に減少いたしました。

(2) システム導入にかかる費用の負担増

荻田が代表取締役就任して以降、当社では、業務負担の軽減・経営管理の効率化・管理部門の強化を目的として、各分野におけるシステムの導入と整備を進めております。

まず、保育現場においては、これまで、保護者の皆様へ報告するお子様の様子をまとめた日報を保育士が手書きで行うなど事務作業の負担が増大しておりました。当社は、かかる負担を軽減させるべく、平成 29 年 3 月期より、園児管理システムを導入いたしました。これにより保育士が本業ともいべきお子様の保育・安全に注力することができるとともに保護者の皆様にとっても利用しやすいサービスを提供しております。

また、管理部門においては、全社基幹システムの導入や拠点間のネットワークの構築・整備等により、人事・給与・勤怠・経費等のデータの処理・蓄積・管理の充実、スピーディかつ安全な拠点間のデータの共有、組織間のコミュニケーションの円滑化等、管理部門における機能の強化・作業の効率化・情報セキュリティの強化を図っております。保育園を円滑かつ継続的に運営するためには間接部門の強化も重要であり、当社が中長期的に持続可能な成長を目指す上で必要不可欠な先行投資であると認識しております。

なお、これらのシステムの導入は、当社の事業にとって極めて重要であるとの認識から、中期経営計画の重点施策のひとつにもなっております。これにより、平成 29 年 3 月期は 47 百万円の費用を計上し、平成 30 年 3 月期においても 92 百万円の費用の計上を見込んでおります。

(3) 採用活動費の負担増

山口洋氏が退任した平成 27 年 3 月期の採用活動費が 176 百万円であったのに対し、当社の平成 29 年 3 月期の採用活動費は 275 百万円となっております。また、平成 30 年 3 月期の年間見込額は 386 百万円であり、年々採用活動にかかるコストは増大しております。

保育士の採用は年々厳しさを増しており、山口洋氏の在任時と現在の需給環境は大きく異なっております。具体的には、直近 5 年間に於いて、保育士の有効求人倍率は、平成 24 年 1 月の 1.36 倍から年々上昇しており、平成 29 年 1 月には 2.76 倍となっております。特に、東京都の保育士の有効求人倍率は平成 24 年 1 月の 3.27 倍から平成 29 年 1 月は 5.66 倍へと上昇しており、運営する保育園が首都圏に集中している当社といたしましては、さらに厳しい状況となっております。

山口洋氏在任時の採用経路は、新卒及び中途入社を含め求人媒体による当社への直接の応募等によるものが中心でありましたが、現在においては、紹介会社を経由した採用などを積極的に活用しなければ、必要な保育士を確保できない状況にあります。中でも中途入社においては、紹介会社経由による採用が 9 割を占めており、その紹介手数料自体も年々増加傾向となっております。保育士の採用経路自体の変化に伴い、平成 27 年 3 月期における紹介会社への支払手数料は 40 百万円であったのに対し、平成 29 年 3 月期においては 115 百万円に増加しております。

このような採用活動が実り、保育士確保が非常に困難となっている現況においても、採用者数は平成 28 年 3 月期は新卒 197 名、中途 213 名の計 410 名、平成 29 年 3 月期は新卒 244 名、中途 288 名の計 532 名の採用を実現し、平成 30 年 3 月期においては、新卒 300 名、中途 365 名の計 665 名の採用を目標としております。

(4) 収益性改善のための減損処理

当社グループは、子育て支援事業参入当初より、必要十分な保育士が確保できることを前提とした投資計画に基づき最大収容規模の施設を開設し続けて参りましたが、保育士の確保は年々厳しさを増しており、当初の計画を達成することが困難な状況となっております。

このような状況を踏まえ、当社は、荻田が代表取締役就任して以降、従来から継続して収益性が十分ではないと認められる施設については、収益力を厳格に検証した上で過去の計画を見直し、投資回収が困難と見込まれる場合には適正な減損処理に踏み切って参りました。その結果、平成 28 年 3 月期は 9 園で総額 118 百万円、平成 29 年 3 月期は 20 施設で総額 323 百万円の減損処理をしておりますが、これらはいずれも山口洋氏在任時に開設が決定された施設になります。

(5) 施設の安全性確保のための費用計上

当社は、平成 29 年 3 月期に、修繕費を 48 百万円（前年比 12 百万円増）を計上しております。これは、主に、荻田が代表取締役就任後、今まで以上に現場施設の安全を強化した運営をするために、メンテナンス専門業者と契約をしたこと等によるものであります。専門のメンテナンス業者が窓口となることで、保育園等の設備の状況についての包括的な管理や修理が必要となった際の速やかな対応が可能となり、安全性向上に寄与しております。

また、当社の経営理念である「安全・安心を第一に」のもとお預かりしているお子様の万が一の事態に備えて、自動体外式除細動器（AED）を平成 27 年 11 月以降順次設置し、現在は、全施設に設置済みとなっております。

5 金融機関からの借入れに関して生じている問題について

ISS レポートは、山口洋氏による株主提案を契機として当社の金融機関からの借入れに関して生じている問題について、株主の皆様が議決権行使の判断をするに際して考慮する必要がないと評価しているように見受けられます。しかしながら、当社の借入れに関して生じている問題は、株主の皆様の議決権行使の判断において極めて重要な要素になり得ると思われまので、以下のとおり補足の説明を致します。

当社グループにおいては、保育所の新規開設にかかる設備資金等は金融機関からの借入等により調達しており、計画通りの資金調達が出来ない場合には、新たに保育所を開設することが困難となり、当社グループの業績及び財政状態に影響を与える可能性があることは有価証券報告書等にも記載のとおりです。

本臨時株主総会の招集請求を受ける以前においては、現経営陣の下において、金融機関からの既存の借入れの継続及び新規の借入れについて特に問題となる事情は生じておりませんでした。本臨時株主総会の招集を受け、これまで取引のあった複数の金融機関から、本臨時株主総会の結果が明らかでない段階においては、貸付けを継続し、又は、新規の貸付けを行うことは困難であること、本臨時株主総会の結果如何によっては長期の貸付けが困難となる可能性があること等の伝達を受けております。

したがって、本件株主提案が可決された場合、又は、否決された場合でも、山口洋氏が再び株主提案を行うなどにより本臨時株主総会と同様の状況が生じ得ると金融機関によって判断された場合には、金融機関の意向によって計画通りの資金調達が出来ず、当社グループの業績及び財政状態に重大な影響を生じる可能性があります。

以 上

平成 27 年 11 月 6 日

【照会先】

職業安定局雇用開発部地域雇用対策室

室 長 渡辺 正道 (内線 5319)

室長補佐 逸見 志朗 (内線 5867)

(代表番号) 03 (5253) 1111

(直通番号) 03 (3593) 2580

報道関係者 各位

緊急雇用創出事業に係る(株)DIO ジャパン関連子会社への調査 ～最終報告～

厚生労働省では、昨年 7 月 15 日付けにて「緊急雇用創出事業に係る(株)DIO ジャパン関連子会社への調査～中間報告～」を公表しましたが、その後も会計検査院による検査の指摘を踏まえつつ関係県に徹底的に調査をするよう指示してきました。

このたび、調査を通じて明らかとなった不適正事案を取りまとめましたので、今後の処理方針とともに報告します。

厚生労働省としては、今回の不適正事案に対する会計検査院の検査状況も踏まえ、今後同様の不適正な事案の発生を防止するため、委託事業に係る収入・支出の内容を証する書類の整備・保存を受託者にも明示的に義務づけるなど、緊急雇用創出事業等実施要領（以下「実施要領」という。）の趣旨を明確化するために改正（平成27年5月7日）を行い、都道府県に周知・徹底を図るなど改善の措置を講じたところであり、引き続き再発防止の徹底を図ってまいります。

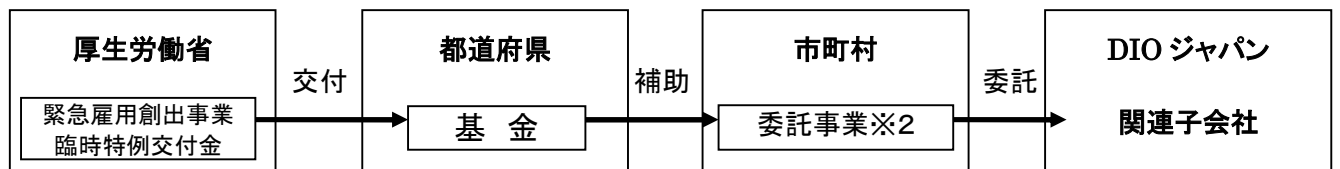
1. 調査の概要

(1) 調査の端緒

株式会社 DIO ジャパン（以下「DIO ジャパン」という。）は、東日本大震災以降、東北地方を中心に平成 23 年 6 月から平成 26 年 3 月までの間にコールセンターを相次いで開設、緊急雇用創出事業（以下「基金事業」という。）を活用した人材育成事業（以下「委託事業」という。）を自治体から受託し、事業を展開していた。

そうした中、平成 26 年 6 月、DIO ジャパンの複数の関連子会社で、委託事業終了直後に、給与遅配・未払いや関連子会社の相次ぐ閉鎖等による大量退職者の発生、委託事業により生じた収入に係る疑義が表面化した。これを受け厚生労働省は、基金の設置先である関係県に対し、関係市町の委託先である関連子会社※ 1 の調査を指示したものである。

(参考：本事業の仕組み)



※ 1 代表者がDIOジャパンの関係者かつDIOジャパンの出資率が50%を超える事業所を「関連子会社」とする（年度途中で別会社へ譲渡したものを除く）。

※ 2 委託事業を受託した関連子会社が失業者を雇い入れ、業務に従事させながら研修を実施。

(2) 調査の実施主体

関連子会社と事業の委託契約を締結した19市町が調査を実施（国は県を通して市町に調査を依頼し、市町の調査結果を県が確認の上、国へ回答）。

(3) 調査の経過

- ① 平成26年 6 月 17 日、委託事業を受託した関連子会社に係る報道を受け、厚生労働省は関係県に対し報道内容の事実関係について調査を実施
- ② 平成26年 7 月 15 日、厚生労働省は関係県からの報告をとりまとめ、中間報告として発表
- ③ その後、中間報告で取り上げた委託事業により生じた収入の取扱いに加え、関連子会社の委託費の支出の適正性に関する疑義が認められたことから、平成26年 8 月 18 日、厚生労働省は関係県に対し調査を指示
- ④ 調査の指示以降平成27年 7 月中旬にかけて、関連子会社への立入調査、DIOジャパンの幹部への聞き取り調査、当時の従業員への聞き取り調査、関連子会社の取引業者への聞き取り調査及び関連子会社とDIOジャパンの会計帳簿書類等調査など関係 19 市町が徹底的な調査を実施
- ⑤ 平成27年 7 月下旬から10月中旬、関係19市町が県を通して厚生労働省に調査結果を報告

2. 調査結果（不適正事案）の概要

不適正な支出等の総額は405,540,311円（別添参照）。主な不適正事案の概要は以下のとおりである。

(1) 所有権移転特約付リース契約による財産取得（267,685,542円）

基金事業では50万円以上の財産取得は認めていないにもかかわらず、一部の関連子会社では実施要領に反して50万円以上のリース物品（コールセンターシステム一式等）を所有権移転特約付リース契約によって財産として取得しており、またそうした事実の報告がなされていなかったことが認められた。

これは、実施要領等に明らかに抵触するものであることから、リース物品の耐用年数から基金事業に使用した期間分を差し引いたリース料は基金事業の対象とは認められず、委託費支払いの対象外となるものである。

(2) 消費税等の過払い（58,103,886円）

関連子会社は消費税の免税事業者であったにもかかわらず、関連子会社が負担していない消費税相当額を委託事業の対象経費として報告し、結果として関連子会社の収入となっていたことなどが認められた。

(3) 委託契約に掲げる業務以外の業務に従事するなどの不適切な研修（42,116,142円）

DIOジャパンから提出を受けた資料や当時の従業員への聞き取り調査などの結果、関連子会社が委託事業により雇った労働者を委託契約外の業務であるUSBメモリ梱包業務に従事させていたことなどが認められた。

(4) 委託事業により生じた収入の未報告又は過少報告（3,357,579円）

委託事業により生じた収入について、経費を上回る額（収益額）は委託者に返還することとされていたところ、事業により得た収入の報告を行わず、収益額の返還がなされていなかったことが認められた。

3. 今後の処理方針

上記2の基金事業の対象と認められない不適正な支出等の額（以下「不適正支出額等」という。）は、本来は関連子会社又はDIOジャパンから返還させるべきものであるが、破産等により残余財産がなく返還が見込まれない状況にある。基金事業は、国の交付要綱に基づき県が基金を造成し、県の補助要綱により実施主体である市町に給付されるという事業スキームであり、不適正支出額等が早期に基金に戻されるよう、引き続き適切に対応していくこととしている。

(株)D10ジャパン関連子会社における事業実績及び不適正支出等額

都道府県	実施市町	受託者名	事業費 (百万円)	新規雇用の失業者 に係る人件費 (百万円)	新規雇用の失業者 の人数 (人)	不適正支出等額 (円)
岩手県	盛岡市	(株)盛岡コールセンター	367	184	80	4,427,025
	花巻市	(株)花巻コールセンター	152	88	104	4,684,466
	洋野町	(株)洋野コールセンター	210	136	110	6,598,039
	奥州市	(株)奥州コールセンター	340	177	190	12,592,565
	二戸市	(株)二戸コールセンター	150	83	103	5,737,624
	釜石市	(株)釜石コールセンター	47	30	37	6,599,856
宮城県	登米市	(株)東北創造ステーション	261	138	150	80,575,712
	気仙沼市	(株)気仙沼コールセンター	265	141	171	29,360,128
	美里町	(株)D10ジャパン みやぎ美里コールセンター	110	90	239	16,131,495
秋田県	にかほ市	(株)にかほコールセンター	457	353	301	18,738,609
	羽後町	(株)羽後コールセンター	99	57	36	3,453,984
山形県	鶴岡市	(株)鶴岡コールセンター	130	65	35	11,788,673
福島県	いわき市	(株)いわきコールセンター	604	306	267	178,765,960
長野県	上田市	上田コンシェルジュセンター(株)	16	9	8	0
岐阜県	美濃加茂市	(株)D10ジャパン 美濃加茂コールセンター	240	121	103	18,474,000
三重県	志摩市	(株)D10ジャパン 志摩コンシェルジュセンター	19	14	11	375,118
愛媛県	西予市	(株)西予コールセンター	119	73	56	874,051
鹿児島県	曾於市	(株)たからべコールセンター	58	32	56	2,743,996
沖縄県	石垣市	(株)石垣コールセンター	51	40	89	3,619,010
合 計 (11県19市町)			3,693	2,137	2,146	405,540,311

※単位未満の端数を四捨五入しているため、合計が一致しない場合がある。